

仕 様 書

1. 件名

令和7年度地域資源発掘型プログラム事業
こだいらから始まる「武蔵野線アートライン・プロジェクト」業務委託

2. 目的

小平市、府中市、国分寺市、東村山市の各エリアは、自然・農のある風景（小平の玉川上水）、歴史・文化的な資源（府中の大國魂神社、国分寺の武蔵国分寺跡、東村山の徳蔵寺）といった地域固有の資源があるが、まだまだ知名度が低く、日帰り・通過型の観光客の割合も多い。

また、各市とも観光施策等に積極的に取り組んでいるものの、広域的な観光客を惹きつけるキラーコンテンツの不足や、隣接自治体との連携が十分でない状況にある。

そこで、各市を横断する武蔵野線の各駅や地域に根付くアート文化を地域固有の資源として活用し、長期的なアートフェスティバルの開催と関連したイベント等の活用により、市外からの旅行者誘致や近隣住民の市内回遊等を図ることを目的とする。

なお、本事業は、一般社団法人こだいら観光まちづくり協会、特定非営利活動法人府中観光協会、一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

3. 契約期間

令和8年3月3日から令和8年10月30日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 主な事業実施スケジュール（予定）

スケジュールは以下を想定しているが、履行開始2週間以内に、採択された企画を踏まえたスケジュール（案）を提出すること。

令和8年

3月～4月頃：連携協議会（以下「協議会」という。）の発足（以後、毎月1回程度開催）
8月から実施予定の「アートフェスティバル」及び10月に予定している「武蔵野線アートライン・プロジェクト」に係る完成イベントの実施に向けたアート作品の募集、審査会に向けた各種企画等の実施

5月～7月頃：「武蔵野線アートライン・プロジェクト」の実施に向けた調整
各市で開催される関連イベント等との連携・調整
広報の実施（2回程度）
アート作品の審査、制作及び掲載に係る各種調整等の実施

8月頃～10月：「武蔵野線アートライン・プロジェクト」の実施（完成イベント含む）
「アートフェスティバル」の開催
事業成果とりまとめ・実施内容の報告

6. 委託内容

(1) 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる協議会を立ち上げ、その中で本事業の企画・実施などについて検討をしていく。なお、協議会は令和8年3月中に発足（予定）し、月1回程度を目途に開催すること。

受託者は、協議会開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理、事業の進捗状況の報告、関連資料の作成、会場の手配、スケジュール等の確認及び各種調整を行い、協議会実施の前日までに、協議会の次第及び関連資料を財団及び企画提案者に提出すること。

また、必要に応じて、協議会の進め方、事業の進捗及びスケジュール等について財団及び企画提案者と打合せを行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を財団及び企画提案者に提出すること。

(2) 「武蔵野線アートライン・プロジェクト」の実施

「武蔵野線アートライン・プロジェクト」は、武蔵野線沿線のうち、新秋津駅、新小平駅、西国分寺駅、北府中駅、府中本町駅の5駅（以下「5駅」という。）の構内及び駅前においてアート作品を設置するプロジェクトである。

本プロジェクトの実施に向けて、以下の内容を実施すること。

ア アート作品制作者の募集

企画提案者及び関係者の既存の広報媒体と連携し、広く一般からアート作品の制作者を募集すること。多くの人の応募に繋げるため、周辺自治体、JR 東日本及び武蔵野美術大学との連携も実施すること。

イ アート作品の審査

次年度以降にも活用できる審査基準等を策定し、応募者の中から、本プロジェクトに係る制作者を決定すること（5者程度）。

ウ アート作品の制作

決定した制作者と JR 東日本及び関係機関との連絡調整等を綿密に行い、制作方法等の調整を行った上で、作品を制作すること。

エ アート作品の設置

制作したアート作品を5駅に設置すること。

オ 完成イベントの実施

制作したアート作品を同日に公開する完成イベントを令和8年10月中に実施すること。

(3) 「アートフェスティバル」(MUSASHINO ART RAILWAY FESTIVAL) の開催

令和8年10月に予定している「武蔵野線アートライン・プロジェクト」の完成イベントに向け、対象地域の盛り上げを醸成するため、武蔵野線沿線の5駅及びその周辺を対象地域とした「アートフェスティバル」を令和8年8月から10月にかけて開催すること。

開催にあたっては、アートを通じた各地域の周遊に繋がるよう、趣向を凝らしたイベントを実施すること。

また、実施に当たり、名称は「MUSASHINO ART RAILWAY FESTIVAL～めぐりめぐる武蔵野

線、おりるおりなすアート～」とし、各市や各駅などで開催される既存のイベントとも連携し、市外からの旅行者誘致、対象地域の周遊及び各地のPRにつなげること。

(4) 公募、広報及び周知活動の実施

企画提案者及び関係者が保有する既存の Web 媒体や広告媒体(各種 SNS 広告、屋外広告、電車内広告等)を活用した情報発信を実施すること。

なお、公募、広報及び周知活動については、以下の3つの期間での実施を予定している。

令和8年3月～4月：アート作品制作者の募集(公募)

令和8年6月～7月：アートフェスティバル開催に係る広報及び周知①

令和8年7月～8月：アートフェスティバル開催に係る広報及び周知②

(5) 広報ツールの制作等、各種コンテンツの整備

上記(2)から(4)の実施に向けて、以下の広報ツール及びコンテンツ等を新たに制作するとともに、追加で必要なツールがあれば制作すること。

<広報ツールの例>

- ・企画提案者及び関係者が保有する既存の Web 媒体に掲載できるバナー(2種程度)
- ・屋外広告等に使用できるサイネージやフラッグ等(各2種程度)
- ・「武蔵野線アートライン・プロジェクト」に係るロゴ(1種程度)
- ・各アートのキャプション、各アートのスタンプ等(各5種程度)
- ・チラシ30,000枚、ポスター500枚程度

(6) 事業効果の把握

本事業の効果を把握すること。具体的には以下のような内容を含むこととするが、これに限らない。

- ・5駅における乗降客数の変化を測定・分析すること。
- ・各参加者、関係者等にアンケートを実施し、本事業への満足度や要望、本事業に関わったことでの地域への誇りや愛着への変化の有無などを把握・分析すること。
- ・本事業の実施による、5駅周辺における周遊状況等を分析すること。

(7) 次年度事業計画書の作成

各種事業を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 仕立：くるみ表紙、無線とじ(難しい場合は平綴じでも可) その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

(8) 報告書類の提出

受託者は、(1)～(7)の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。

全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア 事業実施報告書

①事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

②武蔵野線アートライン・プロジェクトの企画・実施

③アートフェスティバルの企画・実施

④広報及び周知活動の実施

⑤各種広報ツールの制作や各種コンテンツの整備等

⑥事業の成果

⑦今後の課題

⑧今後の展開

⑨参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

イ 事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

① 現状・課題

② 実施内容

③ 成果

④ 課題及び今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り
その他	校 正：2回以上

7. 納品物

- (1) 事業実施報告書 2部
- (2) 事業実施報告書概要版 2部
- (3) 「事業名」の次年度事業計画書 2部
- (4) (1)～(3)の電子データ
- (5) その他、本事業で作成した一式の電子データ

8. 事業実施上の留意点

- (1) 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを

行うこと。

- (2) 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- (3) 受託者と財団は双方協議の上、随時打合せ等を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (5) 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

9. 事業における収入等の取り扱いについて

事業の実施に伴い、受託者が収入を得る場合の取扱いについて、下記のとおりとする。

- (1) 事業実施中に、新たに収入が発生することとなった場合（成果物の販売開始や有償での提供など）は、事前に財団と協議したうえで、精算時に実際に徴収した料金に応じて精算するものとする。
- (2) 事業を通じた成果物を無償で提供する場合は、事前に書面によって財団に報告し、了承を得ること。
- (3) (1) による収入があった場合、また、(2) による無償提供があった場合は、事業終了後に事業終了後に最終的な収入額、配布物の内容、量等をデータ等による確実な方法で財団に報告をすること。

10. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10.1. 秘密の保持

受託者は、第10により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第10により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10.2. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

10.3. 委託事項・関係法令の遵守

本委託業務の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10.4. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 本事業で実施するプロジェクト等を通じて得た応募者の氏名、連絡先、メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

***** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

15. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき委託料を一括で支払うものとする。

16. その他

(1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。

(3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課地域資源発掘型プログラム事業担当 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階 電話：03-5579-2682
--